

福岡県防犯カメラの設置及び 運用に関するガイドライン



1 ガイドラインの目的

福岡県では、県民、事業者及び市町村と一体となり、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、様々な施策に取り組んでいます。

安全・安心まちづくりを進める上で、防犯カメラの設置は広く有用であると認められており、民間施設では、防犯カメラの設置が進んでいます。また、県の調査でも多くの事業所から防犯カメラの設置は犯人の検挙や犯罪の防止に効果があったとの回答を得ており、防犯カメラは一定の効果があると認められます。

一方では、知らないうちに自己の容ぼう等が撮影され、目的外に利用されること等に不安を感じる県民の方もいます。

そこで、福岡県では防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラの設置者が防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう、設置及び運用に関するガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

次の要件を満たすカメラをガイドラインの対象とします。

設置場所	不特定多数の者が出入りする場所に設置されたカメラ ○「道路」、「公園」 ○「商店街」、「コンビニ・デパートなどの店舗」 ○「空港ターミナル」、「鉄道駅」、「バスターミナル」 ○「銀行その他の金融機関の店舗」 ○「遊園地、野球場などのレジャー・スポーツ施設」 ○「ホテル・旅館」、「駐車場」等 の場所に設置されたカメラをいいます。 ※マンション等の集合住宅の共用部分や工場の敷地内に設置されたカメラは、不特定多数の者が出入りする場所ではありませんのでこのガイドラインの対象にはなりません。
設置目的	犯罪の防止を目的に設置されたカメラ ※事故防止や防災を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を併せ持つカメラは、このガイドラインの対象とします。
装置	録画装置(ビデオ、DVDレコーダー等)を備えるカメラ ※録画装置を備えていないカメラは、画像の漏洩や目的外の利用の恐れがないことから、このガイドラインの対象としません。 特定の個人を識別することができないものは、このガイドラインの対象にはなりません。

※このガイドラインの対象となる県民等には、県外からの観光客等を含みます。

防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

防犯カメラの設置者は、県民等のプライバシーに十分配慮して防犯カメラを利用しなければなりません。以下のとおり、防犯カメラの設置・運用に当たって配慮していただきたい事項を取りまとめました。

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにします。

2 撮影範囲等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによっては、プライバシーを侵害する恐れがあります。

そこで、防犯効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所、設置台数を定めます。

3 防犯カメラを設置していることの表示

県民の皆さんにあらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又はその付近の見やすい場所に防犯カメラを設置していることを表示します。また、施設の名称等から設置者が明らかな場合を除き、設置者の名称も表示します。

4 防犯カメラの管理責任者、操作取扱者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定します。

管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、機器の操作等の業務を行わせます。

5 防犯カメラの設置者等（設置者及び管理責任者）の責務

設置者等には、次のような責務があります。

設置者等の責務

- ①撮影された画像の適正な管理
- ②撮影された画像の提供の制限
- ③苦情への対応
- ④その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置を講じること。

防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

6 撮影された画像の適正な管理

技術の進歩により、画像のデジタル化や記憶媒体の小型化が進み、画像のコピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、画像の流出、滅失、改ざん等の防止を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じるようにします。

- ①録画装置や録画媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）がある場所に施錠等を行い、画像情報の持ち出しができないようにします。
- ②許可した者以外は立入りができないようにします。
- ③画像の保存期間*は、それぞれの設置目的を達成する範囲内の必要最小限度の期間にします。
- ④保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をするようにします。
- ⑤録画媒体を処分するときは、破砕又は、復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れないようにします。（可能な限り、複数人により確認することとします。）
- ⑥録画媒体を処分するときは、処分の日時、方法等を記録しておきます。

※③保存期間：県が実施したアンケート調査での保存期間は、1週間未満が1番多く、1カ月未満を合わせると72%と比較的短期間となっています。

7 撮影された画像の提供の制限

県民のプライバシー保護のため、第三者への画像の提供は禁止します。
ただし、次の場合については提供できるものとします。

- ①刑事訴訟法等の法令に基づく場合
※刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査機関からの照会や弁護士法第23条の2第2項に基づく弁護士会からの照会など
- ②人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
※行方不明者の安否確認など
- ③捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合

※画像を提供する場合は、提供の必要性を十分に検討する必要があります。その際、提供先から身分証明書等の提出を求めるなど身元の確認を行います。
また、画像を提供した時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録しておきます。

8 苦情への対応

県民等の不安感を解消するため、県民等からの苦情や問い合わせに対し迅速かつ適正に対応します。

防犯カメラ設置運用要領の策定

防犯カメラの設置者は、県民のプライバシーに配慮するため、「防犯カメラ設置運用に関する要領（以下「運用要領」という。）」を定めるとともに、関係職員に研修等を実施し、運用要領の内容の徹底やプライバシー保護に関する意識啓発を行う必要があります。

個人情報保護法の遵守

防犯カメラにより撮影された画像は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の個人情報に該当する可能性があります。

事業者が個人情報を取り扱う場合は、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に取り扱うこととします。

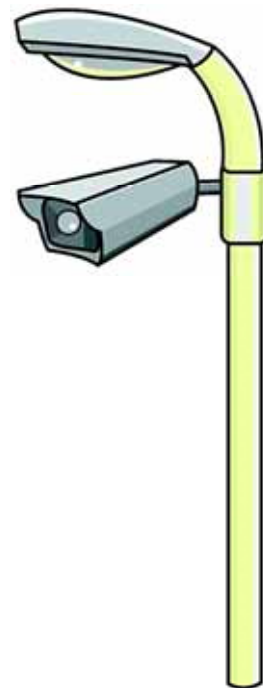
業務の委託

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、運用要領の遵守を委託条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。

おわりに

このガイドラインは、防犯カメラの活用とプライバシーの保護等との調和を図るため、配慮していただきたい必要最低限の事項をまとめたものです。

防犯カメラの設置者におかれましては、このガイドラインや運用要領の参考例をもとに、それぞれの設置目的や利用形態に合わせて、必要な事項を追加するなど適正な設置運用に努めましょう。



防犯カメラ設置運用要領(参考例)

1. 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、〇〇〇〇が〇〇施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2. 設置目的

防犯カメラは、〇〇施設における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3. 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、〇〇課長とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
※管理責任者自らが防犯カメラの取り扱いができない場合
- (4) 操作取扱者は、〇〇とする。
※又は「管理責任者が指定したものとする。」

4. 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数
別紙配置図のとおり、〇〇施設に〇台の防犯カメラを設置する。
※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示
- (2) 設置の表示
防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ稼働中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。
※施設の名称などから設置者名が明らかな場合を除く。

5. 画像の管理

- (1) 保管場所
録画装置の保管場所は、〇〇室とし、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理するものとする。
- (2) 立ち入り制限
保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。
- (3) 保存期間
保存期間は、〇〇とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。管理責任者は、保存期間を延長したときには、その理由を記録するものとする。
- (4) 画像の消去
保存期間を経過した画像は、重ね取り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上廃棄する。

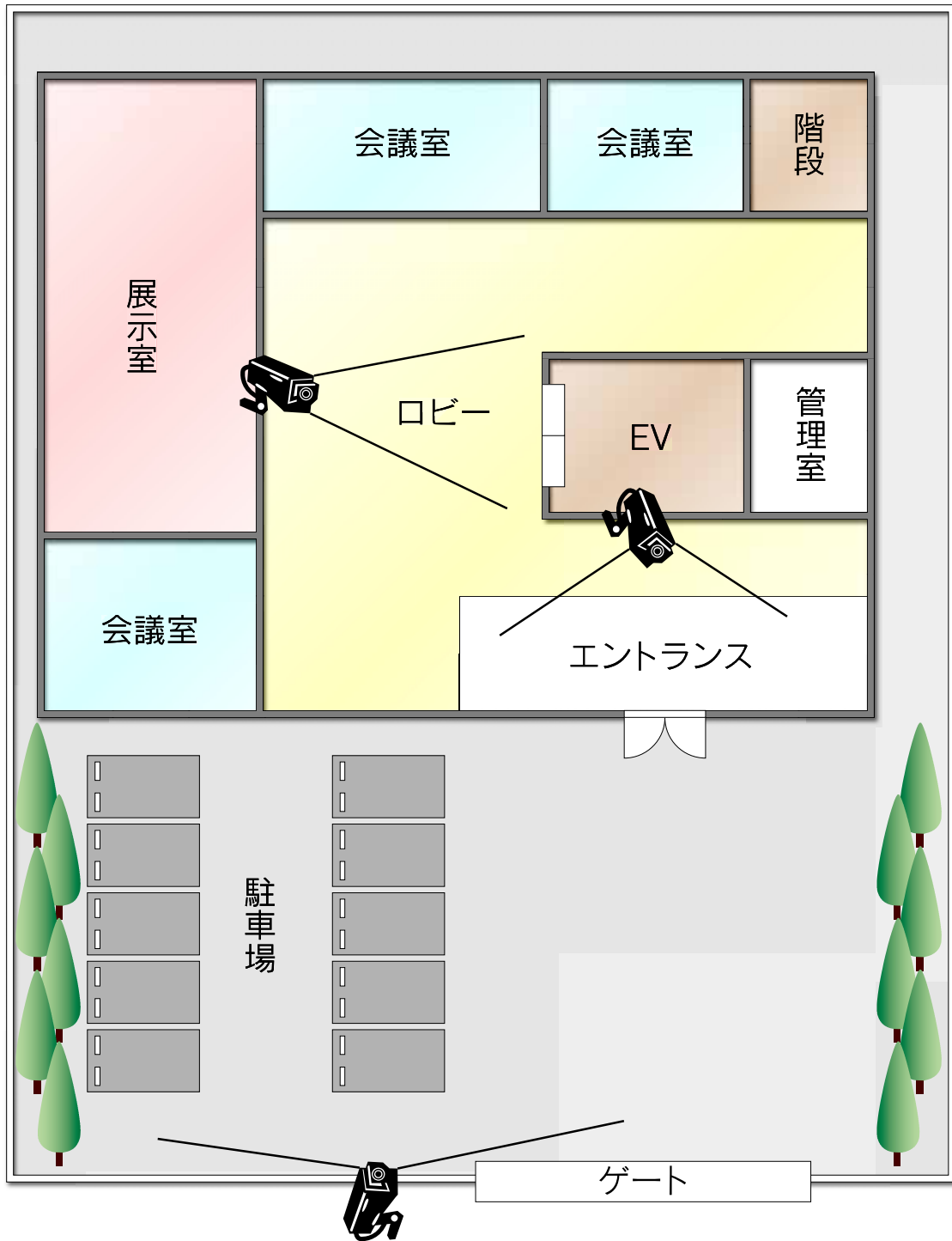
6. 画像の利用及び提供の制限

- 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
 - (3) 捜査機関から犯罪捜査のため情報提供を求められた場合
- 画像の提供を行うときは、提供者から身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに提供の必要性を検討するものとする。
- 画像を提供したときは、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

7. 苦情の処理

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

配置図例



福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

平成19年8月発行

福岡県総務部消防防災安全課生活安全室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL 代表:092-651-1111/内線:2496

直通:092-643-3124

福岡県の安全安心まちづくりホームページ

<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/anant/>

福岡県行政資料	
分類記号 LC	所属コード 0202610
登録年度 19	登録番号 0004